

改正後	現行
<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物（同令別表第一(五)項ロ、(六)項ロ、ハ及びニ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項並びに(十一)項に掲げるものを除く。）及び同表(十二)項 に掲げる防火対象物で不特定かつ多数の者が出入するもの</p> <p>二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項に規定する複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、(八)項から(十)項まで、(十一)項イ又は(十二)項に掲げる防火対象物（不特定かつ多数の者が出入するものに限る。）の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の收容人員（同令第一条の二第三項第一号イに規定する收容人員をいう。）の合計が三十人以上のもの</p> <p>（その一部が同表(五)項ロ に掲げる防火対象物の用途に供されている複合用途防火対象物にあつては、当該用途に供されている部分を除く。）</p>	<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物（同令別表第一(五)項ロ、(六)項ロ及びハ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項並びに(十一)項に掲げるものを除く。）及び同令別表第一(十二)項に掲げる防火対象物で不特定かつ多数の者が出入するもの</p> <p>二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項に規定する複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、(八)項から(十)項まで、(十一)項イ又は(十二)項に掲げる防火対象物（不特定かつ多数の者が出入するものに限る。）の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の收容人員（同令第一条の二第三項第一号イに規定する收容人員をいう。）の合計が三十人以上のもの</p> <p>（その一部が同令別表第一(五)項ロに掲げる防火対象物の用途に供されている複合用途防火対象物にあつては、当該用途に供されている部分を除く。）</p>

(發)

三十一三
三十一三

(發)

三十一三
三十一三

改 正 後	現 行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物（同令別表第一(五)項ロ、(六)項ロ、ハ及びニ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項並びに(十一)項に掲げるものを除く。）及び同表(六)(七)項に掲げる防火対象物で不特定かつ多数の者が出入りするもの</p> <p>二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項に規定する複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、(八)項から(十)項まで、(十一)項イ又は(十二)項に掲げる防火対象物（不特定かつ多数の者が出入りするものに限る。）の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の収容人員（同令第一条の二第三項第一号イに規定する収容人員をいう。）の合計が三十人以上のもの</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物（同令別表第一(五)項ロ、(六)項ロ及びハ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項並びに(十一)項に掲げるものを除く。）及び同表(六)(七)項に掲げる防火対象物で不特定かつ多数の者が出入りするもの</p> <p>二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項に規定する複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、(八)項から(十)項まで、(十一)項イ又は(十二)項に掲げる防火対象物（不特定かつ多数の者が出入りするものに限る。）の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の収容人員（同令第一条の二第三項第一号イに規定する収容人員をいう。）の合計が三十人以上のもの</p>

の（その一部が同表(五)項口に掲げる防火対象物の用途に供されている複合用途防火対象物にあつては、当該用途に供されている部分を除く。）

三〇二十四（略）

の（その一部が同表(五)項口に掲げる防火対象物の用途に供されている複合用途防火対象物にあつては、当該用途に供されている部分を除く。）

三〇二十四（略）

改 正 後	現 行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項に規定する複合用途防火対象物のうち、その一部が前号に掲げる防火対象物（消防法施行令別表第一〔六〕項から〔七〕項までに掲げるものを除く。）の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の収容人員（同令第一条の二第三項第一号に規定する収容人員をいう。）の合計が三十人以上のもの（その一部が同表〔五〕項に掲げる防火対象物の用途に供されているものにあつては、当該用途に供されている部分を除く。）</p> <p>三 三十四 （略）</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項に規定する複合用途防火対象物のうち、その一部が前号に掲げる防火対象物（消防法施行令別表第一〔六〕項から〔七〕項までに掲げるものを除く。）の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の収容人員（同令第一条の二第三項第一号に規定する収容人員をいう。）の合計が三十人以上のもの（その一部が同表〔五〕項に掲げる防火対象物の用途に供されているものにあつては、当該用途に供されている部分を除く。）</p> <p>三 三十四 （略）</p>

改 正 後	現 行
<p>（消防法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十九条 平成二十一年四月一日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第七十九号）による改正後の消防法施行令別表第一(内)項口中「又は障害者自立支援法」とあるのは、「障害者自立支援法」と、「という。」とあるのは「という。」又は同法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものとして総務省令で定めるものに限る。）若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（通所施設を除く。）（「と、同項ハ中「又は障害者自立支援法」とあるのは、「障害者自立支援法」と、「短期入所等施設を除く。」とあるのは「短期入所等施設を除く。」又は同法附則第四十一条第一項、第四十八条若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第四十一条第一</p>	<p>（消防法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十九条 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の消防法施行令別表第一(内)の項中「福祉ホーム又は」とあるのは「福祉ホーム」と、「行う施設」とあるのは「行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第四十一条第一項、第四十八条若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者を収容するものに限る。）、「障害者自立支援法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設」とする。</p>

項に規定する身体障害者更生援護施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものとして総務省令で定めるものを除く。

）同法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（通所施設に限る。）とする。

○総務省令第六十六号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条の二の二第一項、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第一条の二第四項、第三条第二項並びに第三項、第四条の二の二第二号、第十条第二項第一号ただし書、第十二条第一項第一号、第三号、第四号、第九号から第十二号まで並びに第二項第一号、第二号イ及びハ、第四号並びに第五号、第二十一条第一項第七号並びに第二項第三号、第三十三条、第三十五条第一項第四号並びに第三十六条第二項第三号並びに障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十八年政令第三百二十号）第十九条の規定により読み替えられた消防法施行令別表第一(六)項口の規定に基づき、消防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年六月十三日

消防法施行規則等の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則の一部を次のように改正する。

総務大臣 菅 義偉

第十三条第二項中「障害者支援施設」の下に「（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）」を加える。

第二条 消防法施行規則の一部を次のように改正する。

第一条の三の表令別表第一(六)項に掲げる防火対象物の項中「ロに掲げるもの」を「ロ及びハに掲げるもの」に、「ハに掲げるもの」を「ニに掲げるもの」に改める。

第二条の二第一項第二号中ロをハとし、同号イ中「(六)項」の下に「イ、ハ若しくはニ」を加え、「掲げる防火対象物」の下に「（同表(六)項イ又は(六)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 防火対象物の部分で令別表第一(六)項ロ、(六)項イ又は(六)項に掲げる防火対象物（同表(六)項イ又は(六)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）の用途に供されるものうち、当該防火対象物の部分を一の防火対象物とみなして第一条の三第一項及び第二項の規定を適用した場合における収容人員が十人未満のもの

第二条の二の二中「前条第一項第二号イ及びロ」を「前条第一項第二号イからハまで」に改める。

第四条の二の三中「第二十一条第一項第六号の二、令第三十五条第一項第三号」を「第二十一条第一項第七号、令第三十五条第一項第四号」に改める。

第四条の二の六第二項第二号中「耐火構造」の下に「（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）」を加える。

第十一条第二項中「居室」の下に「（建築基準法第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）」を加える。

第十二条の次に次の一条を加える。

（スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画）

第十二条の二 令第十二条第一項第一号及び第九号の総務省令で定める構造は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、次の各号に定めるところにより、当該防火対象物又はその部分に設置される区画を有するものとする。

一 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル

ル未満のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。

イ 当該防火対象物又はその部分の居室を準耐火構造（建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。）の壁及び床で区画したものであること。

ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料（建築基準法施行令第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は次に定める構造のものを設けたものであること。

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器（イオン化式スポット型感知器、光電式感知器及び

煙複合式スポット型感知器をいう。以下同じ。）の作動と連動して閉鎖すること。

(四) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 区画された部分すべての床の面積が百平方メートル以下であり、かつ、区画された部分すべてが四以上の居室を含まないこと。

二 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル以上のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。

イ 当該防火対象物又はその部分の居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、建築基準法施行令第一百十二条第一項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さ、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 区画された部分すべての床の面積が、防火対象物の十階以下の階にあつては二百平方メートル以下、十一階以上の階にあつては百平方メートル以下であること。

第十三条第一項中「第十二条第一項第二号、第三号及び第七号から第九号まで」を「第十二条第一項第三号、第四号及び第十号から第十二号まで」に改め、同項第一号イ中「（建築基準法施行令第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）」を削り、同号ハ中「建築基準法施行令百十二条第一項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）」を「特定防火設備である防火戸」に改め、同号ハ(イ)中「（イオン化式スポット型感知器、光電式感知器及び煙複合式スポット型感知器をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 令別表第一(六)項ロに掲げる防火対象物並びに同表(六)項イ、〔六〕項及び〔六〕項に掲げる防火対象物のうち同表(六)項ロの用途に供される部分（当該防火対象物又はその部分の延べ面積が千平方メートル未満のものに限る。）の廊下（第六号に掲げるものを除く。）、収納設備（その床面積が二平方メートル未満であるものに限る。）、脱衣所その他これらに類する場所

第十三条第三項第十一号中「第十二条第一項第二号及び第八号」を「第十二条第一項第三号及び第十一号」に、「同条第一項第三号及び第七号」を「同条第一項第四号及び第十号」に、「同項第九号」を「同項第十二号」に、「第一項第一号（令第十二条第一項第二号）」を「前項第一号（令第十二条第一項第三号）」に、「第一項第一号二」を「前項第一号二」に改め、同項第十二号口中「第一項第一号ハ」を「前項第一号ハ」に改め、同項を同条第二項とする。

第十三条の二第一項中「同条第一項第一号から第三号まで及び第七号から第九号まで」を「同条第一項第二号から第四号まで及び第十号から第十二号まで」に、「同条第一項第六号」を「同条第一項第八号」に、「同項第二号、第三号及び第七号から第九号まで」を「同項第三号、第四号及び第十号から第十二号まで」に、「第十三条の五第一項」を「第十三条の五第三項」に改め、同条第三項の表中「第十二条第一項第六号」を「第十二条第一項第八号」に、「第十二条第一項第二号、第三号及び第七号から第九号まで」を「第十二条第一項第三号、第四号及び第十号から第十二号まで」に改める。

第十三条の三第一項中「小区画型ヘッドのうち、感度種別が一種であるものに限る。」の下に「第十三条の五、」を加える。

第十三条の五第七項中「第十二条第一項第五号の二」を「第十二条第一項第七号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「同条第一項第五号の二」を「同条第一項第七号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第十二条第一項第五号」を「第十二条第一項第六号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「同条第一項第五号」を「同条第一項第六号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項に規定」を「第三項に規定」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「同条第一項第四号」を「同条第一項第五号」に、「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

令第十二条第二項第二号ハの総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドのうち同条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分に設けるものは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める種別のスプリンクラーヘッドとする。

防火対象物の部分	種別
延べ面積が千平方メートル未満の防火対象物又はその部分の床面から天井までの高さが三メートル未満の部分	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド

延べ面積が千平方メートル以上の防火対象物又はその部分の床面から天井までの高さが三メートル未満の部分	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド又は標準型ヘッド
延べ面積が千平方メートル未満の防火対象物又はその部分の床面から天井までの高さが三メートル以上十メートル以下の部分	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッド
延べ面積が千平方メートル以上の防火対象物又はその部分の床面から天井までの高さが三メートル以上十メートル以下の部分	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド若しくは標準型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッド
防火対象物又はその部分の床面から天井までの高さが十メートルを超える部分	放水型ヘッド等

2 前項に規定する小区画型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッドは第十三条の三第二項（第一号を除く。）の例により、標準型ヘッドは第十三条の二第四項第一号の例により、放水型ヘッド等は前条第三項の例により、それぞれ設けなければならない。

第十三条の六第一項第一号中「前条第三項第四号」を「前条第五項第四号」に改め、同号の表中「第三号まで、第七号から第九号まで」を「第四号まで及び第十号から第十二号まで」に、「第十二条第一項第五号及び第五号の二」を「第十二条第一項第六号及び第七号」に、「第十二条第一項第六号」を「第十二条第一項第八号」に改め、同項第二号中「量」の下に「（令第十二条第二項第四号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備（以下「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」という。）にあつては一・二立方メートル（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては当該同表の個数又は当該設置個数に〇・六立方メートルを乗じて得た数）」を加え、同号の表を次のように改める。

防火対象物の区分		個数
令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で延べ面積が千平方メートル未満のもの	四	
地階を除く階数が十以下の防火対象物（令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物で延べ	八	

面積が千平方メートル未満のものを除く。）

地階を除く階数が十一以上の防火対象物

十二

第十三条の六第一項第四号を次のように改める。

四 開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、同表の下欄に定める個数に、それぞれ一・六立方メートルを乗じて得た数（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては一・二立方メートル（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては当該同表の個数又は当該設置個数に〇・六立方メートルを乗じて得た数））とすること。

防火対象物の区分	個数
令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で延べ面積が千平方メートル未満のもの	四（スプリンクラーヘッドの設置個数が四に満たないときにあつては、当該設置個数）

<p>令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物（延べ面積が千平方メートル未満のものを除く。）のうち地階を除く階数が十以下のもの及び舞台部が十階以下の階に存する防火対象物</p>	<p>最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数に一・六を乗じた数</p>
<p>舞台部が十一階以上の階に存する防火対象物</p>	<p>スプリンクラーヘッドの設置個数が最も多い階における当該設置個数</p>

第十三条の六第二項第二号中「個数」の下に「（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数（当該個数が四以上の場合にあつては、四）を、「メガパスカル」の下に「（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、〇・〇二メガパスカル（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、〇・〇五メガパスカル）」を加え、「以上で放水」を「（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、十五リットル毎分（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、

ては、三十リットル毎分）以上で有効に放水」に改め、同項第四号中「ヘッドの個数」を「スプリンクラーヘッドの個数」に、「スプリンクラーヘッド」を「スプリンクラーヘッド」に改め、「当該設置個数」の下に「、特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数（当該個数が四以上の場合にあつては、四）」を、「メガパスカル」の下に「（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、〇・〇二メガパスカル（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、〇・〇五メガパスカル）」を加え、「以上で放水」を「（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、十五リットル毎分（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、三十リットル毎分）以上で有効に放水」に改める。

第十四条第一項第一号ハ中「舞台部の存する階で、舞台部の」を「開放型スプリンクラーヘッドの存する階で、」に改め、同号ニ中「二次側配管」の下に「（令第十二条第一項第二号に掲げる防火対象物又は

その部分に設置するものに限る。」を加え、同項第二号中「舞台部」の下に「又は居室」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、火災時に有効に放水することができるものにあつては、居室の放水区域の数を五以上とすることができる。

第十四条第一項第三号イ中「スプリンクラー設備」の下に「（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）」を加え、「床面」を「床面」に改め、「箇所」の下に「、特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては防火対象物又はその部分ごとに、それぞれ」を加え、同項第四号中「ただし」の下に「、特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては自動警報装置を」を加え、「音響警報装置を」を「音響警報装置を、それぞれ」に改め、同項第四号の二に次のただし書を加える。

ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、流水検知装置を設けないことができる。

第十四条第一項第五号に次のただし書を加える。

ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、呼水装置を設けないことができる。

第十四条第一項第五号の二に次のただし書を加える。

ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備でその放水圧力及び放水量を測定することができるものにあつては、末端試験弁を設けないことができる。

第十四条第一項第八号イ(イ)中「用いるスプリンクラー設備」の下に「(特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。)」を加え、同号ロ(イ)中「一斉開放弁」の下に「(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、それぞれ手動式開放弁又は一斉開放弁)」を加え、同項第十号中「第十二条第一項第六号」の下に「(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、ニからトまでを除く。)」を加え、同号ロの次に次のように加える。

ハ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類にあつては、消防庁長官が定める基準に適合するものを使用すること。

第二十三条第五項及び第六項中「第十号」を「第十二号」に改め、同条第八項中「第二十一条第一項第十号」を「第二十一条第一項第十二号」に改める。

第二十四条第二号へからチまでの規定中「第二十一条第一項第八号、第九号及び第十一号」を「第二十

一条第一項第十号、第十一号及び第十三号」に改め、同号リ中「第二十一条第一項第八号」を「第二十一条第一項第十号」に改める。

(消防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 消防法施行規則の一部を改正する省令(平成十八年総務省令第百十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「障害者支援施設」の下に「(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十一年四月一日において現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若し

くは模様替えの工事中の防火対象物におけるスプリンクラー設備及び自動火災報知器に係る技術上の基準については、この省令による改正後の消防法施行規則第十二条の二、第十三条、第十三条の二、第十三条の三、第十三条の五、第十三条の六、第十四条、第二十三条及び第二十四条の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第三条 障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十八年政令第三百二十号）第十九条の規定により読み替えられた消防法施行令別表第一（六）項ロの主として身体障害の程度が重い者を入所させるものとして総務省令で定めるものは、肢体不自由者更生施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）とする。

消防法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表（第一条関係）

○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める防火対象物は、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入所させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設及び障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める防火対象物は、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入所させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設及び障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設</p> <p>3（略）</p> <p>とする。</p>

○ 消防法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表（第二条関係）
 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

現 行

（収容人員の算定方法）
 第一条の三 令第一条の二第四項の総務省令で定める収容人員の算定方法は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める方法とする。

（収容人員の算定方法）
 第一条の三 令第一条の二第四項の総務省令で定める収容人員の算定方法は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める方法とする。

（略）	防火対象物の区分		（略）	算定方法
	（略）	（略）		
（略）	令別表第一(イ)項に掲げる防火対象物		（略）	（略）
	（略）	（略）		
（略）	ロ及びハに掲げるもの	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）		
（略）	二に掲げるもの	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）		
（略）	又は生徒の教とを合算して算定する。	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）		

（略）	防火対象物の区分		（略）	算定方法
	（略）	（略）		
（略）	令別表第一(イ)項に掲げる防火対象物		（略）	（略）
	（略）	（略）		
（略）	ロに掲げるもの	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）		
（略）	ハに掲げるもの	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）		
（略）	又は生徒の教とを合算して算定する。	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）		

（防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない場合に

（防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない場合に

おける防火管理者の資格)

第二条の二 令第三条第二項の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる防火対象物とする。

一 (略)

二 その管理について権原が分かれている防火対象物であつて次に掲げる部分を有するもの

イ 防火対象物の部分で令別表第一(六)項ロ、(七)項イ又は(六)項に掲げる防火対象物(同表(七)項イ又は(六)項に掲げる防火対象物)にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)の用途に供されるもののうち、当該防火対象物の部分を一の防火対象物とみなして第一条の第三項及び第二項の規定を適用した場合における収容人員が十人未満のもの

ロ 防火対象物の部分で令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、ハ若しくはニ、(九)項イ、(七)項イ又は(六)項に掲げる防火対象物(同表(七)項イ又は(六)項に掲げる防火対象物)にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)の用途に供されるものうち、当該防火対象物の部分を一の防火対象物とみなして第一条の第三項及び第二項の規定を適用した場合における収容人員が三十人未満のもの

ハ (略)

おける防火管理者の資格)

第二条の二 令第三条第二項の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる防火対象物とする。

一 (略)

二 その管理について権原が分かれている防火対象物であつて次に掲げる部分を有するもの

イ 防火対象物の部分で令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、(九)項イ、(七)項イ又は(六)項に掲げる防火対象物

の用途に供されるものうち、当該防火対象物の部分を一の防火対象物とみなして第一条の第三項及び第二項の規定を適用した場合における収容人員が三十人未満のもの

ロ (略)

三 (略)

2 (略)

(乙種防火管理講習の課程を修了した者を防火管理者とすることが
ができる防火対象物の部分)

第二条の二の二 令第三条第三項の総務省令で定める防火対象物の
部分は、前条第一項第二号イからハまでに掲げるものとする。

(避難上有効な構造を有する場合)

第四条の二の三 令第四条の二の二第二号、令第二十一条第一項第
七号、令第三十五条第一項第四号 及び令第三十六条第二項第
三号の総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合は、建築
基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条
及び第二百二十四条に規定する避難階段(屋内に設けるもので消防
庁長官が定める部分を有するものに限る。)又は特別避難階段で
ある場合とする。

(防火対象物の点検基準)

第四条の二の六 (略)

2 法第八条の二の二第一項の防火対象物であつて、次に掲げる防
火対象物又はその部分については、前項の規定のうち、同項第一
号から第三号までの規定以外の規定を適用しないものとする。

三 (略)

2 (略)

(乙種防火管理講習の課程を修了した者を防火管理者とすること
ができる防火対象物の部分)

第二条の二の二 令第三条第三項の総務省令で定める防火対象物の
部分は、前条第一項第二号イ及びロ に掲げるものとする。

(避難上有効な構造を有する場合)

第四条の二の三 令第四条の二の二第二号、令第二十一条第一項第
六号の二、令第三十五条第一項第三号及び令第三十六条第二項第
三号の総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合は、建築
基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条
及び第二百二十四条に規定する避難階段(屋内に設けるもので消防
庁長官が定める部分を有するものに限る。)又は特別避難階段で
ある場合とする。

(防火対象物の点検基準)

第四条の二の六 (略)

2 法第八条の二の二第一項の防火対象物であつて、次に掲げる防
火対象物又はその部分については、前項の規定のうち、同項第一
号から第三号までの規定以外の規定を適用しないものとする。

一 (略)

二 開口部のない耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁で区画されている場合において、その区画された部分が令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されていない場合における当該区画された部分

（地下街等に設置することができるハロゲン化物消火器等）

第十一条 (略)

2 令第十条第二項第一号ただし書の総務省令で定める地階、無窓階その他の場所は、換気について有効な開口部の面積が床面積の三十分の一以下で、かつ、当該床面積が二十平方メートル以下の地階、無窓階又は居室（建築基準法第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）とする。

（スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画）

第十二条の二 令第十二条第一項第一号及び第九号の総務省令で定める構造は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、次の各号に定めるところにより、当該防火対象物又はその部分に設置される区画を有するものとする。

一 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル未満のもの 次に定め

一 (略)

二 開口部のない耐火構造
の床又は壁で区画されている場合において、その区画された部分が令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されていない場合における当該区画された部分

（地下街等に設置することができるハロゲン化物消火器等）

第十一条 (略)

2 令第十条第二項第一号ただし書の総務省令で定める地階、無窓階その他の場所は、換気について有効な開口部の面積が床面積の三十分の一以下で、かつ、当該床面積が二十平方メートル以下の地階、無窓階又は居室
とする。

るところにより設置される区画を有するものであること。

イ 当該防火対象物又はその部分の居室を準耐火構造（建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。）の壁及び床で区画したものであること。

ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料（建築基準法施行令第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は次に定める構造のものを設けたものであること。

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器（イオン化式スポット型感知器、光電式感知器及び煙複合式スポット型感知器をいう。以下同じ。）の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に

設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 区画された部分すべての床の面積が百平方メートル以下であり、かつ、区画された部分すべてが四以上の居室を含まないこと。

二 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル以上のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。

イ 当該防火対象物又はその部分の居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、建築基準法施行令百十二条第一項に規

定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 区画された部分すべての床の面積が、防火対象物の十階以下の階にあつては二百平方メートル以下、十一階以上の階にあつては百平方メートル以下であること。

（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）

（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）

第十三条 令第十二条第一項第三号、第四号及び第十号から第十二号までの総務省令で定める部分は、主要構造部を耐火構造とした防火対象物（令別表第一(一)項、(四)項及び(五)項ロに掲げる防火対象物並びに同表(六)項に掲げる防火対象物で同表(一)項、(四)項又は(五)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）、の階（地階及び無窓階を除く。）、の部分で、次に掲げるものとする。

- 一 耐火構造の壁及び床で区画された部分で、次に該当するもの
- イ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）、の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料

で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。

ロ（略）

ハ ロの開口部には、特定防火設備である防火戸

（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口

第十三条 令第十二条第一項第二号、第三号及び第七号から第九号までの総務省令で定める部分は、主要構造部を耐火構造とした防火対象物（令別表第一(一)項、(四)項及び(五)項ロに掲げる防火対象物並びに同表(六)項に掲げる防火対象物で同表(一)項、(四)項又は(五)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）、の階（地階及び無窓階を除く。）、の部分で、次に掲げるものとする。

- 一 耐火構造の壁及び床で区画された部分で、次に該当するもの
- イ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）、の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料（建築基準法施行令第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。

ロ（略）

ハ ロの開口部には、建築基準法施行令第一百十二条第一項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随

時開くことができる自動閉鎖装置付のもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口

部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器
の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ) (略)

二 (略)

二 (略)

2| 令第十二条第二項第一号の総務省令で定める部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。

一〇九 (略)

部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器(イオン化式
スポット型感知器、光電式感知器及び煙複合式スポット型
感知器をいう。以下同じ。)の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ) (略)

二 (略)

二 (略)

2| 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める防火対象物は、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入所させるものに限る。)、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設及び障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)とする。

3| 令第十二条第二項第一号の総務省令で定める部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。

一〇九 (略)

九の二 令別表第一(六)項口に掲げる防火対象物並びに同表(六)項イ、(七)項及び(八)項に掲げる防火対象物のうち同表(六)項口の用途に供される部分(当該防火対象物又はその部分の延べ面積が千平方メートル未満のものに限る。)の廊下(第六号に掲げるものを除く。)、収納設備(その床面積が二平方メートル未満であるものに限る。)、脱衣所その他これらに類する場所

十・十の二 (略)

十一 主要構造部を耐火構造とした令第十二条第一項第三号及び第十一号の防火対象物(令別表第一(二)項、(四)項及び(六)項イに掲げるものに限る。)、同条第一項第四号及び第十号の防火対象物並びに同項第十二号の防火対象物(令別表第一(六)項口に掲げるものに限る。)、の階(地階又は無窓階を除く。)、の部分(令別表第一(五)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。)、で、前項第一号(令第十二条第一項第三号)の防火対象物(令別表第一(六)項イに掲げるものに限る。)、のうち、同表(一)項から(六)項まで又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しない十階以下の階に適用する場合にあつては、前項第一号ニ中「二百平方メートル」とあるのは、「四百平方メートル」と読み替えるものとする。)、又は第二号に該当するもの

十二 主要構造部を耐火構造とした令別表第一(六)項イに掲げる防火対象物(地階を除く階数が十一以上のものを除く。)、の階(

十・十の二 (略)

十一 主要構造部を耐火構造とした令第十二条第一項第二号及び第八号の防火対象物(令別表第一(二)項、(四)項及び(六)項イに掲げるものに限る。)、同条第一項第三号及び第七号の防火対象物並びに同項第九号の防火対象物(令別表第一(六)項口に掲げるものに限る。)、の階(地階又は無窓階を除く。)、の部分(令別表第一(五)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。)、で、第一項第一号(令第十二条第一項第二号)の防火対象物(令別表第一(六)項イに掲げるものに限る。)、のうち、同表(一)項から(六)項まで又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しない十階以下の階に適用する場合にあつては、第一項第一号ニ中「二百平方メートル」とあるのは、「四百平方メートル」と読み替えるものとする。)、又は第二号に該当するもの

十二 主要構造部を耐火構造とした令別表第一(六)項イに掲げる防火対象物(地階を除く階数が十一以上のものを除く。)、の階(

地階及び無窓階を除く。)の同表(七)項、(八)項、(九)項ロ又は(十)項から(十五)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、これらの用途に供される部分以外の部分と耐火構造の壁及び床で区画された部分で、次のイ及びロに該当するもの

イ (略)

ロ イの開口部には、前項第一号ハに定める特定防火設備である防火戸を設けたものであること。

(標準型ヘッド等)

第十三条の二 令第十二条第二項第二号イの規定により、同号イの表の下欄に定める距離となるように設ける総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドは、同条第一項第二号から第四号まで及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分(令別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞台部に限る。)に設けるものにあつては開放型スプリンクラーヘッドとし、同条第一項第八号に掲げる防火対象物又は同項第三号、第四号及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物若しくはその部分(令別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞台部を除く。)に設けるものにあつては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド(閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和四十年自治省令第二号)第二条第一号に規定する標準型ヘッド(同条第一号の二に規定する小区画型ヘッドを除く。))のうち、同令第十二条

地階及び無窓階を除く。)の同表(七)項、(八)項、(九)項ロ又は(十)項から(十五)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、これらの用途に供される部分以外の部分と耐火構造の壁及び床で区画された部分で、次のイ及びロに該当するもの

イ (略)

ロ イの開口部には、第一項第一号ハに定める特定防火設備である防火戸を設けたものであること。

(標準型ヘッド等)

第十三条の二 令第十二条第二項第二号イの規定により、同号イの表の下欄に定める距離となるように設ける総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドは、同条第一項第一号から第三号まで及び第七号から第九号までに掲げる防火対象物又はその部分(令別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞台部に限る。)に設けるものにあつては開放型スプリンクラーヘッドとし、同条第一項第六号に掲げる防火対象物又は同項第二号、第三号及び第七号から第九号までに掲げる防火対象物若しくはその部分(令別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞台部を除く。)に設けるものにあつては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド(閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和四十年自治省令第二号)第二条第一号に規定する標準型ヘッド(同条第一号の二に規定する小区画型ヘッドを除く。))のうち、同令第十二条

の感度の種別（次項、次条第一項及び第十三条の六第一項において「感度種別」という。）が一種であるもの又は同令第十四条の有効散水半径（次項、第三項及び第十三条の五第三項において「有効散水半径」という。）が二・三であるものに限る。以下この条、第十三条の五、第十三条の六及び第三十条の三において同じ。とする。

2 (略)

3 令第十二条第二項第二号イの表の総務省令で定める距離は、次の式により求めた値とする。

$$R \parallel X r$$

Rは、スプリンクラーヘッドまでの水平距離（単位メートル）

rは、スプリンクラーヘッドの有効散水半径

Xは、次の表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、同表の下欄に掲げる値

防火対象物又はその部分	Xの値
令第十二条第一項第八号に掲げる防火対象物	〇・七五
令第十二条第一項第三号、第四号及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分（令別表第一(一)）	〇・九

の感度の種別（次項、次条第一項及び第十三条の六第一項において「感度種別」という。）が一種であるもの又は同令第十四条の有効散水半径（次項、第三項及び第十三条の五第一項において「有効散水半径」という。）が二・三であるものに限る。以下この条、第十三条の五、第十三条の六及び第三十条の三において同じ。とする。

2 (略)

3 令第十二条第二項第二号イの表の総務省令で定める距離は、次の式により求めた値とする。

$$R \parallel X r$$

Rは、スプリンクラーヘッドまでの水平距離（単位メートル）

rは、スプリンクラーヘッドの有効散水半径

Xは、次の表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、同表の下欄に掲げる値

防火対象物又はその部分	Xの値
令第十二条第一項第六号に掲げる防火対象物	〇・七五
令第十二条第一項第二号、第三号及び第七号から第九号までに掲げる防火対象物又はその部分（令別表第一(一)）	〇・九

項に掲げる防火対象物の舞台部を除く。)	耐火建築物	—
---------------------	-------	---

4 (略)

(小区画型ヘッド等)

第十三条の三 前条に定めるもののほか、令第十二条第二項第二号イの表の上覧に掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第一(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物又は同表(六)項に掲げる防火対象物の同表(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分には、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド(閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令第二条第一号の二の小区画型ヘッドのうち、感度種別が一種であるものに限る。第十三条の五、第十三条の六及び第十四条において同じ。)又は側壁型ヘッド(同令第二条第二号の側壁型ヘッドのうち、感度種別が一種であるものに限る。第十三条の六において同じ。)を設けることができる。

2・3 (略)

(ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等)

第十三条の五 令第十二条第二項第二号ハの総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドのうち同条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分に設けるものは、次の表の上覧に掲

項に掲げる防火対象物の舞台部を除く。)	耐火建築物	—
---------------------	-------	---

4 (略)

(小区画型ヘッド等)

第十三条の三 前条に定めるもののほか、令第十二条第二項第二号イの表の上覧に掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第一(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物又は同表(六)項に掲げる防火対象物の同表(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分には、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド(閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令第二条第一号の二の小区画型ヘッドのうち、感度種別が一種であるものに限る。第十三条の六及び第十四条において同じ。)又は側壁型ヘッド(同令第二条第二号の側壁型ヘッドのうち、感度種別が一種であるものに限る。第十三条の六において同じ。)を設けることができる。

2・3 (略)

(ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等)

第十三条の五

げる区分に応じ、同表の下欄に定める種別のスプリンクラーヘッドとする。

防火対象物の部分	種別
延べ面積が千平方メートル未満の防火対象物又はその部分の床面から天井までの高さが三メートル未満の部分	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド
延べ面積が千平方メートル以上の防火対象物又はその部分の床面から天井までの高さが三メートル未満の部分	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド又は標準型ヘッド
延べ面積が千平方メートル未満の防火対象物又はその部分の床面から天井までの高さが三メートル以上十メートル以下の部分	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッド
延べ面積が千平方メートル以上の防火対象物又はその部分の床面から天井までの高さが三メートル以上十メートル以下の部分	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド若しくは標準型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッド
防火対象物又はその床面から天井までの高さが十メートルを超える部分	放水型ヘッド等

2 | 前項に規定する小区画型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッドは第十三条の三第二項（第一号を除く。）の例により、標準型

ヘッドは第十三条の二第四項第一号の例により、放水型ヘッド等は前条第三項の例により、それぞれ設けなければならない。

3| 令第十二条第二項第二号ハの総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドのうち同条第一項第五号に掲げる防火対象物（次項及び第五項、次条第一項及び第二項並びに第十四条第一項において「ラック式倉庫」という。）に設けるものは、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド（有効散水半径が二・三であつて、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令第三條第二項のヘッドの呼びが二十のものに限る。）とする。

4| (略)

5| 第三項に規定する標準型ヘッドは、次に定めるところにより、設けなければならない。

一〜四 (略)

6| 令第十二条第二項第二号ハの総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドのうち同条第一項第六号に掲げる防火対象物に設けるものは、店舗、事務所その他これらに類する施設であつて床面から天井までの高さが六メートルを超える部分及び地下道であつて床面から天井までの高さが十メートルを超える部分にあつては放水型ヘッド等とし、その他の部分にあつては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドとする。

7| 令第十二条第一項第六号の防火対象物には、前項に規定するスプリンクラーヘッドのうち、標準型ヘッドにあつては次に定める

1| 令第十二条第二項第二号ハの総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドのうち同条第一項第四号に掲げる防火対象物（次項及び第三項、次条第一項及び第二項並びに第十四条第一項において「ラック式倉庫」という。）に設けるものは、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド（有効散水半径が二・三であつて、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令第三條第二項のヘッドの呼びが二十のものに限る。）とする。

2| (略)

3| 第一項に規定する標準型ヘッドは、次に定めるところにより、設けなければならない。

一〜四 (略)

4| 令第十二条第二項第二号ハの総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドのうち同条第一項第五号に掲げる防火対象物に設けるものは、店舗、事務所その他これらに類する施設であつて床面から天井までの高さが六メートルを超える部分及び地下道であつて床面から天井までの高さが十メートルを超える部分にあつては放水型ヘッド等とし、その他の部分にあつては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドとする。

5| 令第十二条第一項第五号の防火対象物には、前項に規定するスプリンクラーヘッドのうち、標準型ヘッドにあつては次に定める

ところにより、放水型ヘッド等にあつては前条第三項の規定の例により、設けなければならない。

一・二 (略)

8| 令第十二条第二項第二号ハの総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドのうち同条第一項第七号 に掲げる防火対象物に設けるものは、床面から天井までの高さが六メートルを超える部分にあつては放水型ヘッド等とし、その他の部分にあつては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドとする。

9| 令第十二条第一項第七号 の防火対象物には、前項に規定するスプリンクラーヘッドのうち、標準型ヘッドにあつては次に定めるところにより、放水型ヘッド等にあつては前条第三項の規定の例により、設けなければならない。

一・二 (略)

(スプリンクラー設備の水源の水量等)

第十三条の六 令第十二条第二項第四号の水量は、スプリンクラーヘッドの種別に応じ、次に定めるところにより、算出するものとする。

一 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドを用いる場合は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数(乾式又は予作動式の流水検知装置が設けられているスプリンクラー設

ところにより、放水型ヘッド等にあつては前条第三項の規定の例により、設けなければならない。

一・二 (略)

6| 令第十二条第二項第二号ハの総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドのうち同条第一項第五号の二に掲げる防火対象物に設けるものは、床面から天井までの高さが六メートルを超える部分にあつては放水型ヘッド等とし、その他の部分にあつては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドとする。

7| 令第十二条第一項第五号の二の防火対象物には、前項に規定するスプリンクラーヘッドのうち、標準型ヘッドにあつては次に定めるところにより、放水型ヘッド等にあつては前条第三項の規定の例により、設けなければならない。

一・二 (略)

(スプリンクラー設備の水源の水量等)

第十三条の六 令第十二条第二項第四号の水量は、スプリンクラーヘッドの種別に応じ、次に定めるところにより、算出するものとする。

一 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドを用いる場合は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数(乾式又は予作動式の流水検知装置が設けられているスプリンクラー設

備にあつては、当該下欄に定める個数に一・五を乗じて得た個数。以下この号において同じ。）以上であるときにあつては当該同表の下欄に定める個数、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数に満たないときにあつては当該設置個数に、それぞれ一・六立方メートル（ラック式倉庫のうち、等級がⅢ又はⅣのものであつて前条第五項第四号の規定により水平遮へい板が設けられているものにあつては二・二八立方メートル、その他のものにあつては三・四二立方メートル）を乗じて得た量とすること。

令第十二条第一項第六号及び第七号	(略)		防火対象物の区分		個数
	(略)	(略)	令別表第一(四)項に掲げる防火対象物及び同表(六)項イに掲げる防火対象物のうち同表(四)項の用途に供される部分が存在するもの	その他 地階を除く階数が十以下の防火対象物 その他 地階を除く階数が十以上の防火対象物	
十五(高感度型ヘッ)	(略)	(略)	十五(高感度型ヘッ)にあつては、十二	十(高感度型ヘッ)にあつては、八	十五(高感度型ヘッ)にあつては、十二

備にあつては、当該下欄に定める個数に一・五を乗じて得た個数。以下この号において同じ。）以上であるときにあつては当該同表の下欄に定める個数、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数に満たないときにあつては当該設置個数に、それぞれ一・六立方メートル（ラック式倉庫のうち、等級がⅢ又はⅣのものであつて前条第三項第四号の規定により水平遮へい板が設けられているものにあつては二・二八立方メートル、その他のものにあつては三・四二立方メートル）を乗じて得た量とすること。

令第十二条第一項第五号及び第五号の二	(略)		防火対象物の区分		個数
	(略)	(略)	令別表第一(四)項に掲げる防火対象物及び同表(六)項イに掲げる防火対象物のうち同表(四)項の用途に供される部分が存在するもの	その他 地階を除く階数が十以下の防火対象物 その他 地階を除く階数が十以上の防火対象物	
十五(高感度型ヘッ)	(略)	(略)	十五(高感度型ヘッ)にあつては、十二	十(高感度型ヘッ)にあつては、八	十五(高感度型ヘッ)にあつては、十二

の防火対象物	ドにあつては、十二
令第十二条第一項第八号の指定可燃物を 危険物の規制に関する政令別表第四に定 める数量の千倍以上貯蔵し、又は取り扱 うもの	二十（標準型ヘッド のうち感度種別が一 種のものにあつては 、十六）
二 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッドを用いる 場合は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、スプ リンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数以上で あるときにあつては当該同表の個数、スプリンクラーヘッドの 設置個数が同表の下欄に定める個数に満たないときにあつては 当該設置個数に、それぞれ一立方メートルを乗じて得た量（令 第十二条第二項第四号に規定する特定施設水道連結型スプリン クラー設備（以下「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」 という。）にあつては一・二立方メートル（壁及び天井（天井 のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、 窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火 災予防上支障があると認められる場合にあつては当該同表の個 数又は当該設置個数に〇・六立方メートルを乗じて得た数） とすること。	
防火対象物の区分	個数
令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物	四

の防火対象物	ドにあつては、十二
令第十二条第一項第六号の指定可燃物を 危険物の規制に関する政令別表第四に定 める数量の千倍以上貯蔵し、又は取り扱 うもの	二十（標準型ヘッド のうち感度種別が一 種のものにあつては 、十六）
二 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッドを用いる 場合は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、スプ リンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数以上で あるときにあつては当該同表の個数、スプリンクラーヘッドの 設置個数が同表の下欄に定める個数に満たないときにあつては 当該設置個数に、それぞれ一立方メートルを乗じて得た量 とすること。	
防火対象物の区分	個数
地階を除く階数が十以下の防火対象物	八

又はその部分で延べ面積が千平方メートル未満のもの

地階を除く階数が十以下の防火対象物（令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物で延べ面積が千平方メートル未満のものを除く。）

地階を除く階数が十一以上の防火対象物

八
十二

三（略）

四 開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、同表の下欄に定める個数にそれぞれ一・六立方メートルを乗じて得た量（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては一・二立方メートル（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては当該同表の個数又は当該設置個数に〇・六立方メートルを乗じて得た数））とすること。

防火対象物の区分	個数
令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で延べ面積が千平方メートル未満のもの	四（スプリンクラーヘッドの設置個数が四に満たないときにあつては、当該設置個数）
令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物（延べ面積が千平方メートル未	最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッ

地階を除く階数が十一以上の防火対象物

十二

三（略）

四 開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合において、舞台部が防火対象物の十階以下の階に存するときは、最大の放水区域に設置されるヘッドの個数に一・六を乗じて得た個数、舞台部が防火対象物の十一階以上の階に存するときは、ヘッドの設置個数が最も多い階における当該設置個数に、それぞれ一・六立方メートルを乗じて得た量とすること。

満のものを除く。ののうち地階を除く階数が十以下のもの及び舞台部が十階以下の階に存する防火対象物	下の個数に一・六を乗じた数
舞台部が十一階以上の階に存する防火対象物	スプリンクラーヘッドの設置個数が最も多い階における当該設置個数

2 令第十二条第二項第五号の規定により、スプリンクラー設備の性能は、次の各号に掲げるスプリンクラーヘッドの種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド 前項第二号に定めるところにより算出した個数(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数(当該個数が四以上の場合にあつては、四))のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が〇・一メガパスカル(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、〇・二メガパスカル(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、〇・〇五メガパスカル)以上で、かつ、放水量が五十リットル毎分(特定施設水道連結型スプリンク

2 令第十二条第二項第五号の規定により、スプリンクラー設備の性能は、次の各号に掲げるスプリンクラーヘッドの種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド 前項第二号に定めるところにより算出した個数

の放水圧力が〇・一メガパスカル
の放水圧力が〇・二メガパスカル
の放水圧力が〇・三メガパスカル
の放水圧力が〇・四メガパスカル
の放水圧力が〇・五メガパスカル
の放水圧力が〇・六メガパスカル
の放水圧力が〇・七メガパスカル
の放水圧力が〇・八メガパスカル
の放水圧力が〇・九メガパスカル
の放水圧力が一メガパスカル
の放水圧力が一・一メガパスカル
の放水圧力が一・二メガパスカル
の放水圧力が一・三メガパスカル
の放水圧力が一・四メガパスカル
の放水圧力が一・五メガパスカル
の放水圧力が一・六メガパスカル
の放水圧力が一・七メガパスカル
の放水圧力が一・八メガパスカル
の放水圧力が一・九メガパスカル
の放水圧力が二メガパスカル
の放水圧力が二・一メガパスカル
の放水圧力が二・二メガパスカル
の放水圧力が二・三メガパスカル
の放水圧力が二・四メガパスカル
の放水圧力が二・五メガパスカル
の放水圧力が二・六メガパスカル
の放水圧力が二・七メガパスカル
の放水圧力が二・八メガパスカル
の放水圧力が二・九メガパスカル
の放水圧力が三メガパスカル
の放水圧力が三・一メガパスカル
の放水圧力が三・二メガパスカル
の放水圧力が三・三メガパスカル
の放水圧力が三・四メガパスカル
の放水圧力が三・五メガパスカル
の放水圧力が三・六メガパスカル
の放水圧力が三・七メガパスカル
の放水圧力が三・八メガパスカル
の放水圧力が三・九メガパスカル
の放水圧力が四メガパスカル
の放水圧力が四・一メガパスカル
の放水圧力が四・二メガパスカル
の放水圧力が四・三メガパスカル
の放水圧力が四・四メガパスカル
の放水圧力が四・五メガパスカル
の放水圧力が四・六メガパスカル
の放水圧力が四・七メガパスカル
の放水圧力が四・八メガパスカル
の放水圧力が四・九メガパスカル
の放水圧力が五メガパスカル
の放水圧力が五・一メガパスカル
の放水圧力が五・二メガパスカル
の放水圧力が五・三メガパスカル
の放水圧力が五・四メガパスカル
の放水圧力が五・五メガパスカル
の放水圧力が五・六メガパスカル
の放水圧力が五・七メガパスカル
の放水圧力が五・八メガパスカル
の放水圧力が五・九メガパスカル
の放水圧力が六メガパスカル
の放水圧力が六・一メガパスカル
の放水圧力が六・二メガパスカル
の放水圧力が六・三メガパスカル
の放水圧力が六・四メガパスカル
の放水圧力が六・五メガパスカル
の放水圧力が六・六メガパスカル
の放水圧力が六・七メガパスカル
の放水圧力が六・八メガパスカル
の放水圧力が六・九メガパスカル
の放水圧力が七メガパスカル
の放水圧力が七・一メガパスカル
の放水圧力が七・二メガパスカル
の放水圧力が七・三メガパスカル
の放水圧力が七・四メガパスカル
の放水圧力が七・五メガパスカル
の放水圧力が七・六メガパスカル
の放水圧力が七・七メガパスカル
の放水圧力が七・八メガパスカル
の放水圧力が七・九メガパスカル
の放水圧力が八メガパスカル
の放水圧力が八・一メガパスカル
の放水圧力が八・二メガパスカル
の放水圧力が八・三メガパスカル
の放水圧力が八・四メガパスカル
の放水圧力が八・五メガパスカル
の放水圧力が八・六メガパスカル
の放水圧力が八・七メガパスカル
の放水圧力が八・八メガパスカル
の放水圧力が八・九メガパスカル
の放水圧力が九メガパスカル
の放水圧力が九・一メガパスカル
の放水圧力が九・二メガパスカル
の放水圧力が九・三メガパスカル
の放水圧力が九・四メガパスカル
の放水圧力が九・五メガパスカル
の放水圧力が九・六メガパスカル
の放水圧力が九・七メガパスカル
の放水圧力が九・八メガパスカル
の放水圧力が九・九メガパスカル
の放水圧力が十メガパスカル

ラー設備にあつては、十五リットル毎分（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、三十リットル毎分）以上で有効に放水することができる性能

三（略）

四 開放型スプリンクラーヘッド 最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数（舞台部が防火対象物の十一階以上の階に存するときはスプリンクラーヘッド の設置個数が最も多い階における当該設置個数、特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数（当該個数が四以上の場合にあつては、四）を同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が〇・一メガパスカル（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、〇・〇二メガパスカル（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、〇・〇五メガパスカル）以上で、かつ、放水量が八十リットル毎分（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、十五リットル毎分（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く

することができる性能

三（略）

四 開放型スプリンクラーヘッド 最大の放水区域に設置されるヘッドの個数（舞台部が防火対象物の十一階以上の階に存するときは、スプリンクラーヘッドの設置個数が最も多い階における当該設置個数

を同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が〇・一メガパスカル

以上で、かつ、放水量が八十リットル毎分以上で

放水

。の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては、三十リットル毎分）以上で有効に放水することができる性能

五 (略)

3 (略)

(スプリンクラー設備に関する基準の細目)

第十四条 スプリンクラー設備（次項に定めるものを除く。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

- 一 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の一斉開放弁又は手動式開放弁は、次に定めるところによること

イ・ロ (略)

- ハ 一斉開放弁の起動操作部又は手動式開放弁は、開放型スプリンクラーヘッドの存する階で、火災のとき容易に接近することができ、かつ、床面からの高さが〇・八メートル以上一・五メートル以下の箇所に設けること。

- ニ 一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側配管（令第十二条第一項第二号に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものに限る。）の部分には、当該放水区域に放水することなく当該弁の作動を試験するための装置を設けること。

ホ (略)

ができる性能

五 (略)

3 (略)

(スプリンクラー設備に関する基準の細目)

第十四条 スプリンクラー設備（次項に定めるものを除く。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

- 一 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の一斉開放弁又は手動式開放弁は、次に定めるところによること

イ・ロ (略)

- ハ 一斉開放弁の起動操作部又は手動式開放弁は、舞台部の存する階で、舞台部の火災のとき容易に接近することができ、かつ、床面からの高さが〇・八メートル以上一・五メートル以下の箇所に設けること。

- ニ 一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側配管

の部分には、当該放水区域に放水することなく当該弁の作動を試験するための装置を設けること。

ホ (略)

すること

二 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放水区域の数は、一の舞台部又は居室につき四以下とし、二以上の放水区域を設けるときは、火災を有効に消火できるように隣接する放水区域が相互に重複するようにすること。ただし、火災時に有効に放水することができるものにあつては、居室の放水区域の数を五以上とすることができる。

三 制御弁は、次に定めるところによること。

イ 制御弁は、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）にあつては放水区域ごとに、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）にあつては当該防火対象物の階（ラック式倉庫にあつては、配管の系統）ごとに床面からの高さが〇・八メートル以上一・五メートル以下の箇所に、特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては防火対象物又はその部分ごとに、それぞれ設けること。

ロ・ハ （略）

四 自動警報装置は、次に定めるところによること。ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては自動警報装置を、自動火災報知設備により警報が発せられる場合は音響警報装置を、それぞれ設けなければならないことができる。

イ・ホ （略）

二 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放水区域の数は、一の舞台部につき四以下とし、二以上の放水区域を設けるときは、火災を有効に消火できるように隣接する放水区域が相互に重複するようにすること。

三 制御弁は、次に定めるところによること。

イ 制御弁は、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備にあつては放水区域ごとに、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備にあつては当該防火対象物の階（ラック式倉庫にあつては、配管の系統）ごとに、床面からの高さが〇・八メートル以上一・五メートル以下の箇所に設けること。

ロ・ハ （略）

四 自動警報装置は、次に定めるところによること。ただし、自動火災報知設備により警報が発せられる場合は、音響警報装置を設けなければならないことができる。

イ・ホ （略）

四の二 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の流水検知装置は、湿式のものとする
こと。ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、流水検知装置を設けないことができる。

四の三、四の五 (略)

五 呼水装置は、第十二条第一項第三号の二の規定の例により設けること。ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、呼水装置を設けないことができる。

五の二 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の配管の末端には、流水検知装置又は圧力検知装置の作動を試験するための弁（以下「末端試験弁」という。）を次に定めるところにより設けること。ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備でその放水圧力及び放水量を測定することができるものにあつては、末端試験弁を設けないことができる。

イ、ハ (略)

六、七 (略)

八 起動装置は、次に定めるところによること。

イ 自動式の起動装置は、次の(イ)又は(ロ)に定めるところによること。

(イ) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）にあつては、自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知

四の二 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の流水検知装置は、湿式のものとする
こと。

四の三、四の五 (略)

五 呼水装置は、第十二条第一項第三号の二の規定の例により設けること。

五の二 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の配管の末端には流水検知装置又は圧力検知装置の作動を試験するための弁（以下「末端試験弁」という。）を次に定めるところにより設けること。

イ、ハ (略)

六、七 (略)

八 起動装置は、次に定めるところによること。

イ 自動式の起動装置は、次の(イ)又は(ロ)に定めるところによること。

(イ) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）にあつては、自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知

用ヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとする。ただし、自動火災報知設備の受信機若しくはスプリンクラー設備の表示装置が防災センター等に設けられ、又は第十二号の規定若しくは第二十四条第九号において準用する第十二条第一項第八号の規定により総合操作盤が設けられており、かつ、火災時に直ちに手動式の起動装置により加圧送水装置及び一斉開放弁を起動させることができる場合にあつては、この限りでない。

(ロ) (略)

ロ 手動式の起動装置は、次に定めるところによること。

(イ) 直接操作又は遠隔操作により、それぞれ加圧送水装置及び手動式開放弁又は加圧送水装置及び一斉開放弁（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、それぞれ手動式開放弁又は一斉開放弁）を起動することができるものとする。

(ロ) (略)

八の二・九 (略)

十 配管は、第十二条第一項第六号（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、ニからトまでを除く。）の規定に準じて設けるほか、次に定めるところによること。

イ・ロ (略)

用ヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとする。ただし、自動火災報知設備の受信機若しくはスプリンクラー設備の表示装置が防災センター等に設けられ、又は第十二号の規定若しくは第二十四条第九号において準用する第十二条第一項第八号の規定により総合操作盤が設けられており、かつ、火災時に直ちに手動式の起動装置により加圧送水装置及び一斉開放弁を起動させることができる場合にあつては、この限りでない。

(ロ) (略)

ロ 手動式の起動装置は、次に定めるところによること。

(イ) 直接操作又は遠隔操作により、それぞれ加圧送水装置及び手動式開放弁又は加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとする。

(ロ) (略)

八の二・九 (略)

十 配管は、第十二条第一項第六号の規定に準じて設けるほか、次に定めるところによること。

イ・ロ (略)

ハ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継

手及びバルブ類にあつては、消防庁長官が定める基準に適合するものを使用すること。

十一〜十三 (略)

2 (略)

(自動火災報知設備の感知器等)

第二十三条 (略)

2〜4 (略)

5 令第二十一条第一項(第十二号を除く。)に掲げる防火対象物又はその部分のうち、第一号及び第三号に掲げる場所にあつては煙感知器を、第二号に掲げる場所にあつては煙感知器又は熱煙複合式スポット型感知器を、第四号に掲げる場所にあつては煙感知器又は炎感知器を、第五号に掲げる場所にあつては炎感知器を、第六号に掲げる場所にあつては煙感知器、熱煙複合式スポット型感知器又は炎感知器を設けなければならない。

一〜六 (略)

6 令第二十一条第一項(第十二号を除く。)に掲げる防火対象物又はその部分のうち次の各号に掲げる場所には、当該各号に定めるところにより感知器を設けなければならない。

一〜三 (略)

7 (略)

十一〜十三 (略)

2 (略)

(自動火災報知設備の感知器等)

第二十三条 (略)

2〜4 (略)

5 令第二十一条第一項(第十号を除く。)に掲げる防火対象物又はその部分のうち、第一号及び第三号に掲げる場所にあつては煙感知器を、第二号に掲げる場所にあつては煙感知器又は熱煙複合式スポット型感知器を、第四号に掲げる場所にあつては煙感知器又は炎感知器を、第五号に掲げる場所にあつては炎感知器を、第六号に掲げる場所にあつては煙感知器、熱煙複合式スポット型感知器又は炎感知器を設けなければならない。

一〜六 (略)

6 令第二十一条第一項(第十号を除く。)に掲げる防火対象物又はその部分のうち次の各号に掲げる場所には、当該各号に定めるところにより感知器を設けなければならない。

一〜三 (略)

7 (略)

8 令第二十一条第一項第十二号に掲げる道路の用に供される部分には、その使用場所に適応する炎感知器を設けなければならない。

9 (略)

(自動火災報知設備に関する基準の細目)

第二十四条 自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 (略)

二 受信機は、次に定めるところにより設けること。

イ ホ (略)

ヘ P型一級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、P型二級受信機、P型三級受信機、GP型一級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、GP型二級受信機及びGP型三級受信機は、一の防火対象物(令第二十一条第一項第十号、第十一号及び第十三号に係る階にあつては、当該階)につき三台以上設けないこと。

ト 一の防火対象物(令第二十一条第一項第十号、第十一号及び第十三号に係る階にあつては、当該階)に二以上の受信機が設けられているときは、これらの受信機のある場所相互間で同時に通話することができる設備を設けること。

チ P型二級受信機及びGP型二級受信機で接続することができる

8 令第二十一条第一項第十号に掲げる道路の用に供される部分には、その使用場所に適応する炎感知器を設けなければならない。

9 (略)

(自動火災報知設備に関する基準の細目)

第二十四条 自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 (略)

二 受信機は、次に定めるところにより設けること。

イ ホ (略)

ヘ P型一級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、P型二級受信機、P型三級受信機、GP型一級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、GP型二級受信機及びGP型三級受信機は、一の防火対象物(令第二十一条第一項第八号、第九号及び第十一号に係る階にあつては、当該階)につき三台以上設けないこと。

ト 一の防火対象物(令第二十一条第一項第八号、第九号及び第十一号に係る階にあつては、当該階)に二以上の受信機が設けられているときは、これらの受信機のある場所相互間で同時に通話することができる設備を設けること。

チ P型二級受信機及びGP型二級受信機で接続することができる

きる回線の数が一の場合は、令別表第一に掲げる防火対象物
で延べ面積（令第二十一条第一項第十号、第十一号及び第十
三号に係る階に設ける場合にあつては、当該階の床面積）が
三百五十平方メートルを超えるものに設けないこと。

リ P型三級受信機及びG P型三級受信機は、令別表第一に掲
げる防火対象物で延べ面積（令第二十一条第一項第十号に係
る階に設ける場合にあつては、当該階の床面積）が百五十平
方メートルを超えるものに設けないこと。

三〇九（略）

きる回線の数が一の場合は、令別表第一に掲げる防火対象物
で延べ面積（令第二十一条第一項第八号、第九号及び第十一
号に係る階に設ける場合にあつては、当該階の床面積）が
三百五十平方メートルを超えるものに設けないこと。

リ P型三級受信機及びG P型三級受信機は、令別表第一に掲
げる防火対象物で延べ面積（令第二十一条第一項第八号に係
る階に設ける場合にあつては、当該階の床面積）が百五十平
方メートルを超えるものに設けないこと。

三〇九（略）

消防法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表（第三条関係）
 ○ 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年総務省令第百十六号）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（経過措置）</p> <p>第二条 この省令の施行の日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、この省令による改正後の消防法施行規則第十三条第二項中「及び障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）」とあるのは、「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）」、同法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設（肢体不自由者更生施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。））、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設又は内部障害者更生施設（主として身体障害の程度が重い</p>	<p>（経過措置）</p> <p>第二条 この省令の施行の日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、この省令による改正後の消防法施行規則第十三条第二項中「及び障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）」とあるのは、「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）」、同法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設（肢体不自由者更生施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。））、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設又は内部障害者更生施設（主として身体障害の程度が重い</p>

者を入所させるものに限る。）、同法第三十条に規定する身体障害者療護施設及び同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）に限る。）及び障害者自立支援法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（通所施設を除く。）、同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（通所施設を除く。）及び同法第二十一条の八に規定する知的障害者通

2
（略）

者を入所させるものに限る。）、同法第三十条に規定する身体障害者療護施設及び同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）に限る。）及び障害者自立支援法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（通所施設を除く。）、同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（通所施設を除く。）及び同法第二十一条の八に規定する知的障害者通

2
（略）